

議案第46号

鶴ヶ島市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例について

鶴ヶ島市災害派遣手当等の支給に関する条例（平成18年条例第3号）の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和5年8月29日提出

鶴ヶ島市長 齊藤 芳久

提 案 理 由

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正に伴い、引用する文言の整理等したいので、この案を提出するものである。

鶴ヶ島市災害派遣手当等の支給に関する条例の一部を改正する条例

鶴ヶ島市災害派遣手当等の支給に関する条例（平成18年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条第3号中「第44条」を「第26条の8」に、「新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当」を「特定新型インフルエンザ等対策派遣手当」に改める。

別表備考中「ホテル営業及び同条第3項に規定する旅館営業」を「旅館・ホテル営業」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。